

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【公表番号】特表2014-530153(P2014-530153A)

【公表日】平成26年11月17日(2014.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-063

【出願番号】特願2014-529049(P2014-529049)

【国際特許分類】

B 6 5 G 1/137 (2006.01)

A 6 1 B 19/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 G 1/137 A

A 6 1 B 19/02 5 0 4

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の物品を複数の所定の保管容器(4)に保管する保管システムであって、

各物品(3)に付与された識別コードを読み取ることによって物品(3)を認識する認識カメラ(12)まで、物品(3)を載せて搬送するコンベア(1)と、

前記物品(3)をそれぞれ前記コンベア(1)から複数の所定の保管容器(4)のうち当該物品(3)用であるひとつの保管容器(4)に搬送する搬送装置(6)と、

認識された前記物品(3)をそれぞれ前記所定の保管容器(4)のうち当該物品(3)用であるひとつの保管容器(4)に搬送するために、前記コンベア(1)から複数の搬送ボックス(8)に前記物品(3)を移載する移載装置(5)とを備え、

(i) 前記搬送ボックス(8)は、可動式の支持手段(7)に設けられ、前記支持手段(7)は、少なくとも前記保管容器(4)の数に等しい数の前記搬送ボックス(8)を前記支持手段(7)の周縁部に有するカルーセル式(carousel)として構成され、

(ii) 前記搬送装置(6)は、断続的に動作可能であり、前記搬送ボックス(8)を支持し、前記コンベア(1)の一工程先の動作に対応する前記搬送装置(6)の一工程の動作が行われている間に、物品認識用の前記認識カメラ(12)によって前記物品(3)が認識される

保管システム。

【請求項2】

複数の物品を複数の所定の保管容器(4)に保管する保管システムであって、

各物品(3)に付与された識別コードを読み取ることによって物品(3)を認識する認識カメラ(12)まで、物品(3)を載せて搬送するコンベア(1)と、

前記物品(3)をそれぞれ前記コンベア(1)から複数の所定の保管容器(4)のうち当該物品(3)用であるひとつの保管容器(4)に搬送する搬送装置(6)と、

認識された前記物品(3)をそれぞれ前記所定の保管容器(4)のうち当該物品(3)用であるひとつの保管容器(4)に搬送するために、前記コンベア(1)から複数の搬送ボックス(8)に前記物品(3)を移載する移載装置(5)とを備え、

(i) 前記搬送ボックス(8)は、前記可動式の支持手段(7)に設けられ、前記支

持手段(7)は、(a)順方向の動きに従って順次動作し、(b)少なくとも前記保管容器(4)の数だけ工程を行い、

(i i)前記搬送装置(6)は、断続的に動作可能であり、前記搬送ボックス(8)を支持し、前記コンベア(1)の一工程先の動作に対応する前記搬送装置(6)の一工程の動作が行われている間に、物品認識用の前記認識カメラ(12)によって前記物品(3)が認識される

保管システム。

#### 【請求項3】

(i)前記搬送装置(6)は、前記搬送ボックス(8)を、前記保管容器(4)の数より少なくとも1つ多く備え、(i i)前記少なくとも1つ多い搬送ボックス(8)は、前記保管容器(4)のうちひとつに搬出不可能であった前記物品(3)を廃棄用容器に搬出する

請求項1または2に記載の保管システム。

#### 【請求項4】

前記搬送ボックス(8)は、それぞれ、前記支持手段(7)に旋回可能に設けられ、(i)前記物品(3)のうちひとつを受け取って搬送する位置と、(i i)前記物品(3)のうちひとつを前記保管容器(4)のうちひとつに搬出する位置との間で旋回可能である  
請求項1～3のいずれか1項に記載の保管システム。

#### 【請求項5】

さらに、前記認識カメラ(12)の上流、かつ前記認識カメラ(12)が物品(3)を認識することができる位置に、前記コンベア(1)上に載せられた前記物品(3)を撮像するカメラ(14)を備える

請求項1～4のいずれか1項に記載の保管システム。

#### 【請求項6】

前記保管容器(4)の順序および数は、認識された前記物品(3)が前記搬送装置(6)に到着した順序に従って決定される

請求項1～5のいずれか1項に記載の保管システム。

#### 【請求項7】

(i)前記保管容器(4)のうちひとつは、認識された前記物品(3)のうち第1の物品(3)に対応する物品一式用の保管容器となり、(i i)前記物品一式用の保管容器は、前記搬送装置(6)の一工程の動作によって、保管される前記物品(3)を受け取る位置から外される

請求項6に記載の保管システム。

#### 【請求項8】

前記保管容器(4)の位置および内容物は、物品認識用の前記認識カメラ(12)と連携する表示画面(15)に好適に表示される

請求項1～7のいずれか1項に記載の保管システム。